

お知らせ

学生納付特例制度の申請はお済みですか?

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。が、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得のめやす〉
118万円+(扶養親族の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月以降に再申請の用紙が届きますので、必要事項を記入の上ご返送ください。

国民年金課(2階)

☎1503、FAX(20)1600

はり・きゅう・マッサージ等利用の助成について

市では、末しよう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ方に、はり・きゅう・マッサージ等の利用の助成を行っています。

助成要件 末しよう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ、満40歳以上75歳未満で国民健康保険に加入している方。ただし、申請時に納付期限が到来している国民健康保険税を完納している世帯の方/**助成内容** 施術1回につき800円の利用券。(月4枚(1日1枚まで利用可)、年間24枚まで)/**申請方法** ①保険証、②印鑑(朱肉使用のもの)を持参し、国民年金課または本納支所で申請してください。

※対象施設等の詳細については、市ウェブサイトまたはお問合わせください。

国民年金課(2階)

☎1503、FAX(20)1600

柔道整復師が行う施術内容の調査にご協力ください

市では、医療費の適正な支

出のため、整骨院や接骨院で施術を受けた方に負傷部位、負傷した状況、施術日数、一部負担金の支払額等の施術内容の確認のため、文書による照会を行っています。今年度は、株式会社日本サポートサービスに委託して実施します。

日頃から施術日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合は必ずご自身でご記入の上、回答にご協力をお願いします。

国民年金課(2階)

☎1503、FAX(20)1600

在宅寝たきり者等

歯科保健事業のご案内

市では、茂原市長生郡歯科医師会の協力により、寝たきりや体が不自由で外出できず、歯科健診を受ける機会に恵まれない方に、在宅訪問歯科事業を行っています。

在宅訪問歯科指導を行うことにより、口腔内の衛生状態を改善し、口腔機能の維持・回復や全身的な機能の向上を図ることが期待できます。

◆対象

①65歳以上の寝たきりの方

②障害などにより外出困難な方

※①・②とも介護保険法による歯科部門の居宅療養管理指導のサービスを受けている方および施設入所者を除く。

◆内容

①口腔内清掃および義歯清掃などの歯科保健指導②歯周疾患、う蝕などに対する応急処置③往診歯科医療の必要性の把握(市内の協力歯科医師が訪問します)。

◆実施制限

1年に1回限りで自己負担はありません。なお、以後の治療が必要な場合は保険診療となります。

国民保健センター

☎(25)1725、FAX(25)1865

忘れずに納付しましょう!

固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限は5月1日①です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、固定資産税・都市計画税の納税通知書は4月10日②に発送しました。納期限内に納付でき

ない事情のある方はご相談ください。

また、市税等の納付には、納め忘れのない安心で確実な口座振替をおすすめします。

国民税課(2階)

☎1578、FAX(20)1609

募集

外国人おもてなし

語学ボランティア育成講座

千葉県では、困っている外国人に積極的に声をかけ、道案内等の手助けをする「外国人おもてなし語学ボランティア」の育成講座を開催します。

対象 英検2級またはTOEIC500点に相当する語学力の方/定員 60人(応募者多数の場合は抽選)/講座日程 6月3日①13時~16時30分/開催場所 茂原市役所市民室/※応募資格・応募条件・申込方法等の詳細は、千葉県ホームページをご確認ください/募集締切 5月7日②

国民生活・文化課

☎043(223)4147

